6/6 朝日

科学・環境

kagaku@asahi.com
火曜掲載

原発60年超法 「安全規制、緩んだと見えぬよう」

原発の60年超運転に向けた原子炉等規制法や原子力基本法の改正が決まった。新しい審査制度で、古い原発の安全は十分に確保できるのか。基本法の改正は何を意味するのか。専門家に聞いた。

新たな「安全神話の種」潜む

東京経済大の礒野弥生・名誉教授（法学）の話　基本法とは、その分野の考え方や枠組みを整理するもの。改正は、普通の法律以上にじっくり議論されるべきにもかかわらず、正面からの議論がほとんどないまま束ね法案として改正したのは大いに問題だ。

原子力基本法は、原子力に拒否感があった戦後の世論の中で、利用には一定の歯止めが必要だという考え方に基づいている。成立後も安全性を重視する改正がたびたびあった。一方、今回の改正は、原発を脱炭素に欠かせないとして積極的に推進していく立場が明白で、大きな方針転換だ。

国が原発利用促進に必要な措置を講ずることなども盛り込まれた。原発事故の総括がないまま、原発推進にどんどん税金をつぎ込む根拠となってしまう。

「国民の原子力発電に対する信頼を確保」するための取り組みも国の責務となっており、安全ですよという宣伝や広報に税金が使われることを助長しかねない。新しい「安全神話」をつくり出す種が潜んでいるのではないか。（聞き手・佐々木凌）

60年超の知見は世界にない

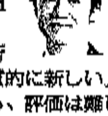

明治大の勝田忠広教授（原子力政策）の話　60年超の原発の審査は、事業者が設備を新品に替え、「実質的に新しい」などと主張したら、評価は難しい。原子力規制委員会はこれまで海外の知見も生かして審査してきたが、60年超の知見は世界にもない。事業者のほうが多くの情報を持つなか、規制委がしっかり対峙できるかが問われる。

経済産業省が、運転期間からの除外を検討している案は、規制委の審査や裁判所の仮処分など、事業者にメリットのある話ばかりに見える。審査や裁判で運転できない事業者を救おうという法律になっている。

政府は、福島第一原発事故の問題を安全性に矮小化してきた。事故は東京電力の責任に加え、背景に政府の存在があった。2010年のエネルギー基本計画は原発推進を掲げ、新増設や設備利用率の向上をめざしていた。その圧力が安全対策の遅れにつながり、事故が起きたと考えている。それなのに、今回も安全性の話ばかりで、エネルギー政策の検証はされていない。（聞き手・福地慶太郎）

エネ庁、規制庁との秘密面談資料に記載

原発の60年超運転を可能にする法改正をめぐり、経済産業省資源エネルギー庁が、遅くとも昨夏には原子力基本法などの改正を検討していた。朝日新聞の情報公開請求に対して同庁が開示した文書で、運転延長に向けた筋書きの一端が明らかになった。（佐々木凌）

運転延長の筋書き 「憲法」改正案も

原発を推進する側のエネ庁と、規制側である原子力規制庁は昨年7月28日～9月28日、7回にわたって秘密裏に面談を繰り返していた。その初回の面談でエネ庁は、法改正イメージの概略図として二つの案を示していた。

A案は、原子力基本法に「運転期間は利用政策の観点から別に法律で定める」ことを追加し、原子力規制委員会所管の原子炉等規制法から経産省所管の電気事業法に、運転期間の規定を「引っ越し」させる内容だった。

B案は、原子力基本法を改正せず、エネルギー政策基本法を改正する内容。この場合は「炉規法は改正せず」と書かれていた。

この日は、岸田文雄首相がGX実行会議で原発再稼働などの政治決断が必要な項目を示すよう指示した翌日。首相が運転延長の具体論を検討するよう指示するよりも約1カ月前のことだった。遅くともこの時点でエネ庁は、運転期間の延長を可能にする法改正案のイメージを描いていたことが読み取れる。

2回目の面談（同8月19日）の資料では、「運転期間について、炉規法（規制）と電事法（利用）の関係整理が必要」、「原子力基本法とエネルギー政策基本法を改正することで対応する」と記され、電事法と炉規法の条文改正案も示されていた。

その後、まとめられた束ね法案では、エネルギー政策基本法の改正は盛り込まれなかったが、原子力基本法に運転期間の規制を脱炭素や電気の安定供給のためと明記する条文が追加された。

原子力基本法は、故・中曽根康弘氏らが主導し、議員立法で1955年に制定された原子力施策の根拠法。原子力の平和利用とその三原則（民主・自主・公開）をうたい、「原子力の憲法」とも言われる。

原子力基本法を所管する内閣府原子力政策担当室によると、エネ庁が検討を進めていることは「昨夏の段階からアイデアとしては聞いていたが、特に議論はしていない」という。所管外のエネ庁が検討していたことについては「エネ庁が断りもなく改正の方針を決めたのであれば問題だが、検討途上の頭の体操なので特段問題はない」とする。

原子力基本法の改正案について、「原子力委員会での議論をもとに今年2月に改訂した『原子力利用に関する基本的考え方』を実現させる手段として、内閣府で考えた。運転期間を炉規法から電事法に移す理由付けのためではない」と説明した。

エネ庁は、原子力基本法改正の検討については「あくまで当時の担当者の個人的なイメージ」と説明。資料を作成した担当者への取材は、国会対応などで多忙だとして断られた。

経済産業省資源エネルギー庁が開示した主な文書の概要

2022年7月28日の面談（初回）
※首相が政治判断が必要な項目を示すよう指示した翌日

- 運転期間に関する国会答弁、自民党の参院選公約などの引用
- 法改正イメージの概略図
  - 〈A案〉運転期間に係る規定を電気事業法に「引っ越し」させる
  - 〈B案〉原子力基本法を改正しない　※「炉規法は改正せず」と記載
- 留意書きの論点

留意書きの論点	取材に対するエネ庁の説明
・運転期間の制限は安全規制ではなく利用政策 ・規制委が提案者とならない法構成が必要	原子力規制委員会が20年に出した、運転期間は「規制委が意見を述べるべき事柄ではない」という見解の趣旨を確認したもの
・劣化予測は最大20年	現状の規制を確認したもので、意見の申し立てではない
・安全規制が緩んだように見えないことも大事	緩んだと誤解を与えることがないように、経産省としても説明を準備すべきだという思いを伝えるためだった

8月19日の面談（2回目）
※首相が、運転延長の具体論を検討するよう指示する5日前

- 法改正イメージの概略図
  - ・運転期間について原子炉等規制法（規制）と電事法（利用）の関係整理が必要
  - ・原子力基本法とエネルギー政策基本法を改正することで対応する
- 電事法と炉規法の「改正イメージ」（条文改正案）

経産相「不用意な表現、遺憾」

初回の面談のエネ庁側の文書には、「安全規制が緩んだように見えないことも大事」との記載もあった。

これらの記述について、西村康稔経済産業相は4月19日の経済産業委員会で「一部に不用意な表現があった。安全規制のあり方に影響を与えるかのような印象、誤解を生じさせ、遺憾。担当者を厳しく指導した」と答弁した。

エネ庁は「規制に影響を与えるという誤解を与えることがないように、経産省としても説明を準備すべきだという思いを伝えるためだった」と釈明する。

改正案は「緩んだように見えない」ようにした内容かもしれないが、実質はどうなのか。

規制委は、炉規法の改正案では運転期間の規定がなくなるが、30年以降最長10年ごとに審査することになるため「規制緩和ではなく規制強化だ」と胸を張る。

一方、改正案に反対した石渡明委員は2月15日の規制委の会合でこう述べた。

「はっきり年限が決まってこれ以上、運転できませんとなっていたものを、（炉規法の）法文だけ読めば無限に延ばせることになる。それが規制緩和ではないということは、私は科学的には納得できない」